

令和5年4月28日

『春の全国交通安全運動』出発式を開催します

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が展開されます。これに先立ち、高島市内の事業所等で構成される『セーフティーたかしま 交通安全推進協議会』の主催により交通安全運動の出発式を開催し、市民に交通安全意識の向上を啓発します。

出発式では、協議会長である高島市長、高島警察署長の挨拶のほか、古賀保育園園児（9人）が警察官の制服を着用した『ジュニアポリス』による交通安全宣言と啓発品の配布を実施します。

▼日 時 令和5年5月10日（水） 10時00分 ～ 11時00分

▼場 所 高島市役所 東側駐車場

※パトカーの出発後、新旭駅周辺の商業施設へ移動して啓発活動を実施します。

※雨天時は同駐車場バス停付近の屋内で開催します。

雨天判断は午前9時に決定します。

※取材の事前申し込みは不要です。報道機関様用の駐車場は確保しておりませんので、市役所の一般駐車スペースをご利用ください。

▼問い合わせ先

○所 属：都市整備部 都市政策課

○担 当：石田

○電 話 番 号：0740（25）8571

○ファックス：0740（25）8572

春の全国交通安全運動

令和5年5月11日(木)～5月20日(土)

運動の重点

- ① 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



令和5年度 滋賀県交通安全スローガン

滋賀県イメージキャラクター
キャツフィー

事故ゼロに！
思いはひとつ
滋賀の道

通学路
ゆずる笑顔の
滋賀ナンバー

じてんしゃも
ほこうしゃゆうせん
まもろうね



滋賀県交通安全シンボルマーク

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課交通安全対策室

TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全

検索

と検索してください。

●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)

交通安全の普及啓発や道路整備
など、交通安全対策に活用します。
交通安全に支援をお願いします。
※詳しくは、右のQRコードから



5月20日(土)は

「交通事故死 を目指す日」です

子どもを始めとする 歩行者の安全の確保

令和4年中の歩行者の交通事故死者は13人、負傷者は289人で、前年に比べて死者が3人増加しています。その内、

子ども(中学生以下)

死者0人、負傷者38人

高齢者(65歳以上)

死者10人、負傷者71人

となっています。



◆◆思いやり運転で交通事故防止!◆◆

歩行者事故の多くは、**飛び出しや車両の直前直後の横断**によるものです。

子どもや高齢者を始め、歩行者を見たら**徐行や一時停止**などして、十分注意して運転しましょう。

◆◆歩行者の交通ルールの遵守!◆◆

道路を横断するときは、**近くの横断歩道**を利用して、**左右の安全確認**をしましょう。また、信号機のあるところでは、**信号に従って横断**しましょう。

横断歩行者事故等の防止と 安全運転意識の向上

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況について、令和4年にJAFが調査した結果、全国平均39.8%に対して

滋賀県は、33.3%

の結果でした。

【全国1位 長野県 82.9%(令和4年)】

滋賀県では、**約7割**の車が一時停止していないことになります。

また、令和4年中の高齢ドライバーの交通事故死者は8人、負傷者は752人で、前年に比べて死者が4人増加、負傷者も66人増加しています。



◆◆横断歩道は歩行者優先!◆◆

滋賀県では、「横断歩道利用者ファースト運動」を推進しています。

信号機のない横断歩道の手前には、「**横断歩道あり**」の道路標識や路面標示(ダイヤモンド)が設置されています。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で**一時停止**しましょう。

◆◆歩行者は横断する意思表示を!◆◆

道路を横断するときは、**左右の安全確認**をして、手を上げるなどして**横断する意思表示**を運転者に伝えましょう。

◆◆高齢者「三方よし」運動◆◆

高齢ドライバーは、

- ・体調がすぐれない時は、運転を控える
- ・天候の悪い日や、夜間・通勤通学時間帯の運転は控える
- ・運転する場所は近距離にして、長距離の運転は控えるようにしましょう。

自転車のヘルメット着用と 交通ルール遵守の徹底

令和5年4月1日から道路交通法が一部改正され、**全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務**となりました。

令和4年中の自転車事故515件のうち、

自転車が第1当事者となる交通事故が96件

発生しており、自転車側の過失が大きい事故が多く発生しています。



◆◆新しい自転車安全利用五則を守りましょう◆◆

令和4年11月1日に「自転車安全利用五則」が改定されました。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



※自転車では歩道を通行できる場合は、幼児、児童(13歳未満)、70歳以上の者、または身体障害者が運転する場合など

「交通事故のない安全・安心な滋賀」

